

諏訪市子育て世帯への加算給付金のご案内

(児童1人当たり5万円)

- 諏訪市子育て世帯への加算給付金は、令和5年度の住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税（所得割非課税）世帯に、同一生計の18歳以下の児童1人当たり5万円を支給する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには 申請手続きが必要です。

支給条件

以下の①②の両方に該当する世帯の世帯主

- ① **世帯員全員が「住民税均等割」非課税または「住民税所得割」非課税（※1）のどちらかである世帯（※2）**
- ② **平成17年4月2日以降令和6年8月31日までに出生した児童のいる世帯**

（※1）住民税均等割が課税でかつ所得割が0円の者

（※2）世帯全員が住民税課税者に扶養されている世帯は支給対象になりません。

給付金の支給額

対象児童1人当たり **5万円**

給付金の支給時期

市が申請書を受理し、支給決定した日から約3週間後が目安です。

支給対象と支給手続き

- 支給条件に当てはまる場合は、「申請書」に必要事項を記載し、**8月31日（土）まで**に諏訪市「給付金」窓口へ申請してください。
※8月15日から8月31日までに出生した児童については、9月30日（月）までの申請を受け付けます。
【添付が必要な書類】（※一部、添付書類が不要な場合があります。）
 - ① 申請者（世帯主）の本人確認の書類（運転免許証・保険証等のコピー）
 - ② 記入された振込口座の確認ができる書類（通帳のコピー等）
 - ③ （未申告者の場合）令和5年1月1日時点の住所地における課税証明書

【お問合せ】諏訪市役所社会福祉課「給付金」窓口
TEL:0266-52-4141（内線550・551） 受付時間：平日8：30～17：15

諏訪市
公式ホームページ

